

事業名	街なみ環境整備事業		
事業内容 (目的・概要)	住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区の形成のため、地区施設、住宅及び生活環境施設の整備等住環境の整備改善を行う。		
事業主体	市町		
採択要件	<p>1 街なみ環境整備促進区域 面積が1ha以上の区域のうち、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) ①接道不良住宅率70%以上 ②住宅密度30戸/ha以上</p> <p>(2) ①区域内の6m以上の道路延長が道路総延長の1/4未満 ②公園、広場、緑地の面積が区域面積の3%未満</p> <p>(3) ①景観法の景観計画区域又は都市計画法の景観地区の一部若しくは全部 ②歴史的風致維持向上法の規定に基づき認定を受けた歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部若しくは全部 ③条例等により景観形成を図るべきこととされている区域</p> <p>2 街なみ環境整備事業地区 街なみ環境整備促進区域において、面積0.2ha以上であって、区域内土地所有者等による「街づくり協定」が締結されていること。 ただし、「景観計画区域または景観地区の区域の一部若しくは全部を含む区域」、「歴史的風致維持向上計画の重点区域の一部若しくは全部を含む区域、条例等により住宅等の整備若しくは維持管理に関する事項等が定められている場合」については、「街づくり協定」は不要。</p>		
補助率、融資額、その他の財源措置の内容	<p>・補助率1/2</p> <p>※ 街なみ整備事業の景観重要建造物整備については補助率1/3以内</p> <p>※ 協議会活動助成事業は市町が補助する費用の1/2以内</p> <p>※ 街なみ整備助成事業は1/3かつ市町が補助する費用の1/2以内</p>		
制度創設年度	平成5年度		
関係省庁名	国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室		
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・御手洗地区(呉市)(H19年度完了) ・尾道地区(尾道市) ・瀬戸田地区(尾道市) ・石州街道・出口地区(府中市)(H25年度完了) ・上市太才通り・三次本通り地区(三次市) ・白市地区(東広島市)(H27年度完了) ・竹原町歴史的風致維持向上区域(竹原市) ・鞆地区(福山市) ・宮島口地区(廿日市市) ・本町西国街道地区(三原市) 		
問合せ先	土木建築局住宅課		
	Tel	082-513-4167	e-mail dojutaku@pref.hiroshima.lg.jp